

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

1 趣旨

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

例年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）には、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国で実施しており、群馬県でも、この期間に合わせ、以下のとおり取り組みます。

2 期間

令和7年11月12日（水）～11月25日（火）

3 県の取組

- 昭和庁舎のパープルライトアップ
- 県庁舎内デジタルサイネージ（1階県民ホール、県民駐車場）
 - ・「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府作成）の紹介
 - ・DVや性暴力等の相談窓口のPR
- ぐんま男女共同参画センターにおける取り組み
 - ・県内DV等相談先一覧「ひとりで抱えないで」リーフレット配付
 - ・DVについての紹介パネル展示
 - ・図書コーナー内における「DV関連図書」の紹介
 - ・「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター（内閣府作成）掲示
 - ・DVの相談先の番号を案内する啓発カード（内閣府作成）の配付
 - ・漫画家 西原理恵子氏の描き下ろしマンガ（内閣府作成）パネル展示



過去の昭和庁舎のパープルライトアップ

4 相談連絡先

・群馬県女性相談支援センター

DV 相談電話

027-261-4463（9時～17時）

さまざまな女性の悩み相談電話

027-261-4466（月～土曜日 9時～17時）

※いずれも祝日及び年末年始は除きます

メール相談

konnanjosei（アットマーク）pref.gunma.lg.jp（24時間受付）

・DV相談ナビ（全国共通ダイヤル） #8008（はれれば）

・DV相談+（プラス） 0120-279-889

※24時間対応

※「DV相談+」は、内閣府が行っているDV相談ダイヤルです。

電話以外にも、チャット等による相談も受け付けています。



女性に対する暴力根絶のシンボル
パープルリボン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

